

安心して医療を受けられる体制の拡充に関する意見書

医療技術が最高水準に近い今日の日本において、「最善の医療」を受けるのが難しいばかりか、生命すら脅かされるような危険が日常的に生じ、地域における医師不足・医療従事者不足は深刻な問題となっている。

こうした中で、改正医療保険法により、財政的観点からのみ医療費を削ることに重点が置かれ、高齢者の医療負担が重くなっている。また、国民の望む医療提供体制と現実の医療における人員配置との間には大きな乖離があり、小児科医や産科医が地域から消えていくという現象が全国的に生じている。

日本の医療をすべての国民が効率的に平等に分け合えるような制度にすることは、これからわが国が迎える超高齢社会において、国民が安心・安定して暮らしを営むために欠かせないものである。欧米先進諸国に比べ日本の医療従事者数は不足しており、医療従事者全体のレベルアップも急務であり、実効性ある医師、医療従事者不足対策を実施していくことが肝要である。

よって本議会は、医療提供体制の充実及び医師不足の解消ために、国においては、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望する。

記

- 1 後期高齢者医療制度、高齢者医療自己負担増を廃止し、抜本的に見直すこと。
- 2 医師数が診療科によってバラツキがあるとの指摘を踏まえ、国が小児科医・産婦人科医・麻酔科医・化学療法専門医・放射線治療専門医等の数値目標を明示すること。
- 3 小児医療及び産科医療の地域格差を改善するため、地域における開業医と病院との連携強化など小児救急医療及び産科医療連携体制の整備を強力に支援し、小児科及び産婦人科勤務医の過重労働を改善し、中長期的に小児科医及び産婦人科医の増加を図ること。
- 4 女性医師が結婚や出産を経ても、働き続けやすく、現場に復帰しやすい環境を整備すること。
- 5 当該都道府県出身であることを条件とした医学部への学士編入学など、地方自治体による医師確保策を支援すること。
- 6 医師・医療従事者の資質向上のための研修の機会の拡充、労働条件の改善を図ること。また、一時休業中、離職した医師や医療従事者の復帰のための研修制度などの整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
文部科学大臣	渡海紀三朗様
厚生労働大臣	舛添要一様

宇治市議会議長 坂下弘親